

令和2年度 第3回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和2年7月17日（金） 15時00分～

会議場所：石狩市役所5階 第1委員会室

出席者：岡本会長、榎本委員、氏家委員、井田委員、伊藤委員、神代委員、菊地委員、
中村委員、長原委員

事務局長：佐藤建設水道部長

事務局：小島建設総務課長、木本主査、植木主査
青木下水道課長、櫻井主査

傍聴者：2名

<事務局：小島課長>

それでは定刻となりました。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、石狩市都市計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本審議会の進行を務めさせていただきます、事務局の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして鎌田副市長より諮問書をお渡しいたします。

<鎌田副市長>

令和2年7月17日、石狩市都市計画審議会 会長 岡本浩一様、石狩市長 加藤龍幸。札幌圏都市計画の変更について、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき諮問いたします。諮問の案件につきましては【北海道決定】

- ・札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 及び、
- ・札幌圏都市計画 区域区分の変更（第7回見直し） 最後に、
- ・札幌圏都市計画 下水道の変更 以上三点となっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

<事務局：小島課長>

副市長につきましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

<鎌田副市長>

どうかよろしくお願いいたします。

<事務局：小島課長>

次に、本日の審議会でございますが田中委員より欠席される旨の申し出がございました。また、本日お見えになる予定ですが、中村委員が遅れているようでございます。現時点にお

きまして、本日の出席者は委員 10 名のうち 8 名であり、「石狩市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項」に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。

最後に本日の資料の確認をさせていただきます。A 4 版の審議会次第と、諮問案件資料が①から③までの三冊、事前説明案件資料が一冊、合計四冊の資料となっておりますが、皆さまよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは会長、どうぞよろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、よろしくお願いいたします。第 3 回石狩市都市計画審議会を始めたいと思います。ちょっとぎりぎり近く、事務局の皆さん、審議会委員の皆さんには、お気をもませてしまったかもしれないですけども、すみませんでした。

本日は、先ほど副市長から諮問がありましたところの、【北海道決定】の案件になるのですが、札幌圏都市計画について都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、区域区分の変更、下水道の変更というものについての諮問と、それにあわせて事前の説明として同じく用途地域の変更【石狩市決定】分についてということで、大きく四つのお話があります。皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、まず一つ目、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

<事務局：木本主査>

建設総務課計画担当の木本です。私から、本日の案件について順次ご説明させていただきます。本日の案件は諮問案件が三案件、事前説明案件が一案件となっております。第 2 回本審議会の事前説明ではスライドにより詳細をご説明いたしましたので、本日はお手元の資料を基にご説明して参ります。座って説明させていただきます。

はじめに一案件目、「札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についてご説明いたします。資料は、「諮問案件①」になります。資料の説明の前に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明いたします。本方針は都市計画法第 6 条の 2 に規定されているもので、将来の都市像を想定した都市の目標、方針、具体の都市計画を定めるものであり、決定権者は北海道、前回見直しは平成 22 年となっております。本方針の作成は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の一部で構成する札幌圏で見直し案を作成し、北海道に案を提出いたします。本方針の位置づけといたしましては、北海道が定めるものでありますことから、広域的な視点による地域の将来像と、その実現に向けた大きな道筋を示すもので、本年 3 月に策定した『石狩市都市整備骨格方針』の上位に位置します。なお、この方針は札幌圏の根幹となる施策を掲げるものでありますので、本市における土地利用のあり方や、道路・公園・下水道をはじめとした都市施設の整備に係る個別施策

につきましては、『石狩市都市整備骨格方針』を基に進めていくことになります。

それでは、本方針の内容を資料に沿ってご説明いたします。石狩市に係る記載箇所につきましては、事前説明において資料によりご説明しておりますことから、本日は方針の枠組みと主な変更箇所等についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。まず、本方針は大きく「Ⅰ．都市計画の目標」、「Ⅱ．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針」の三つの構成となっております。

始めに、「Ⅰ．都市計画の目標」についてであります。1 ページ上段（１）にありますとおり、目標年次は令和 12 年（2030 年）となっております。その下（２）範囲について、石狩市における都市計画区域の面積は 9,493ha となっております。前は 9,448ha でしたが、測量精度の向上に伴い変更となっております。2 ページをご覧ください。四行目から石狩市における都市づくりの基本理念について記載しており、平成 27 年に策定された第 5 期石狩市総合計画を引用した変更をおこなっております。

次に、2 ページ中段から 3 ページ上段にかけて、大きな構成の二つめ、「Ⅱ．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」を記載しております。平成 27 年（2015 年）を基準年とし、令和 12 年（2030 年）の人口や産業規模を想定し、市街化区域はこれを適切に収容しうる規模とする旨を記載しています。

3 ページ上段から本文最後の 23 ページまでは、大きな構成の三つめ、「Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針」となっております。この、主要な都市計画の決定の方針は四つの項目でまとめており、3～10 ページにかけて、「1．土地利用に関する方針」、住宅地や商業業務地、工業・流通業務地など、土地利用に関する配置の方針などについて記載しております。10～20 ページにかけて、「2．都市施設の整備に関する方針」、道路や港湾、下水道などの都市施設に関する配置の方針や整備目標などについて記載しております。20～21 ページにかけて、「3．市街地開発事業に関する方針」、主要な市街地開発事業の決定の方針や整備の目標について記載しております。21～23 ページにかけて、「4．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針」、基本方針や緑地の配置の方針などについて記載しております。

前回からの主な変更箇所についてですが、全体的な構成と、変更箇所が三箇所ございます。はじめに、全体的な構成の変更ですが、これは全道的に構成を統一するという北海道の指示によるものです。

次に変更箇所の一つ目として、7 ページをご覧ください。表になっております上から五段目になりますが、石狩湾新港地域について「情報技術やエネルギー関連施設の集積」を新たに記載しております。これは『石狩市都市整備骨格方針』と整合を図るための記載であります。

二つ目として、16 ページをご覧ください。都市施設の主要な施設の整備目標ですが、中段やや上側の「エ 石狩市」に、「3・2・401 花川通」を新たに記載しております。これは、整備が決定されている事業であることから、記載しております。

三つ目として、19 ページをご覧ください。「③主要な施策の整備目標」の「エ 石狩市」について下水道の整備目標の表現変更をしております。これは『石狩市都市整備骨格方針』を踏まえた修正であります。本文の説明は以上となります。

次に 24 ページをご覧ください。札幌圏の土地利用の方針付図であります。黄色や薄いオレンジは住宅市街地、赤、ピンク、濃いオレンジが商業業務地、青色が工業・流通業務地となっております。札幌市中心部に中心商業業務地、公共交通機関の駅周辺や近隣都市の中心部に拠点商業業務地、その周辺に高度利用住宅地や一般住宅地を配置し、郊外には専用住宅地を配置する方針図となっております。

次の 25 ページは都市施設整備の方針付図であります。交通や緑の拠点、道路や公園などを示しております。これら方針付図のとおり、札幌圏における本方針は札幌市を中心としたものとなっております。本市は郊外部となっております。本方針の内容説明につきましては以上でございます。

次に、本方針の変更スケジュールについてご説明いたします。本方針案につきましては、本日、答申をいただきましたら、北海道へ案を提出いたします。その後、北海道において、令和 3 年 1 月に案の縦覧がおこなわれ、北海道都市計画審議会を経て、3 月末ごろに決定される予定となっております。

一案件目の「札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の説明は以上です。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それでは早速ですけれども、審議に入りたいと思います。ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

<委員>

ありません。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それでは無いというお声がありましたので、この件に関して妥当であるというかたちで進めていきたいと思います。答申の仕立てが必要なので、文案については私に任せていただくというかたちでよろしいでしょうか。

<委員>

意義なし。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それでは引き続き、「札幌圏都市計画 区域区分の変更（第7回見直し）」とあわせて、「札幌圏都市計画 下水道の変更」、中身が近いということもあるので、一緒に説明してくださいというお願いをしていますが、そちらについて両方あわせて審議したいと思います。

それでは、事務局より説明いただきたいと思います。

<事務局：木本主査>

はい。次に二案件目、「札幌圏都市計画 区域区分の変更（第7回見直し）」についてご説明いたします。資料は、「諮問案件②」となっております。資料の説明に入る前に、区域区分についてご説明させていただきます。区域区分とは、都市計画法第7条に規定されており、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域を設定することであり、ただ今ご説明しました整備、開発及び保全の方針に位置づけられ、方針の変更とあわせて、市の案を基に北海道が決定します。今回の変更についてであります、本市としましては、人口フレーム方式による市街化区域の拡大はおこなわないこととしておりますが、新港地区の一部について、現況と現在定めている都市計画に乖離が見られることから、整合を図るための変更をおこなうこととし、あわせて新港東4丁目の一部について特定保留の位置づけをおこないます。特定保留とは、今回の変更では市街化区域に編入いたしません、整備事業等が実施された段階で、市街化区域に編入するという位置づけでございます。

それでは、資料についてご説明いたします。1ページをご覧ください。区域区分を定めること、変更箇所、これまでの変更経緯を記載しております。中段の2をご覧ください。変更する土地の区域について記載しております。（1）市街化区域に編入する土地の区域として、石狩市新港中央1丁目、新港中央4丁目、新港東4丁目の各一部、（2）市街化調整区域に編入する土地の区域として、石狩市新港中央1丁目の一部、（3）市街化区域への編入を保留する土地の区域として、石狩市新港東4丁目の一部を位置づけております。詳細につきましては、後ほど図面を基にご説明いたします。

次に2ページをご覧ください。上段の（1）人口について記載しており、次の中段（2）の表で、今回の変更による面積の動きを示しております。（2）の上の表の左から三列目、「変更前の市街化区域」、現在の2,794haです。その右側、「今回追加面積」、市街化区域に編入する面積は2.7ha、その右側、「今回徐外面積」、市街化区域から除外する面積は10.6haとなり、市街化区域面積は7.9ha減少いたします。下の表の一番左、「変更後市街化区域」のとおり合計は2,786haとなります。また、下の表の左から2列目、「保留された区域」、今回の特定保留の位置づけをする面積は4.7haとなっております。

次に、3ページから4ページにかけて、箇所別調書となっておりますが、詳細は地図でご説明します。

資料の 5 ページをご覧ください。今回変更する箇所、特定保留の箇所を表示しております。五箇所ございまして、始めに区域指定の考え方が改めて整理されたことによって市街化区域に編入する箇所が、石一 1 から石一 3 の三箇所であります。地図の中ほど上段で、周りが紫色で、その中で赤く着色している箇所、ちょっと面積が小さいのですが、「石一 1 石狩湾新港地区（中央 1 丁目 A 地区）」で、面積は 0.2ha です。二箇所目、図面の上側中央ですが、「石一 2 石狩湾新港地区（中央 4 丁目地区）」で、面積は 1.8ha です。その右側、三箇所目「石一 3 石狩湾新港地区（東 4 丁目 A 地区）」で、面積は 0.7ha となっております。次に特定保留する箇所ですが、石一 3 の右側、黄色く着色している箇所でございます、「石一 4 石狩湾新港地区（東 4 丁目 B 地区）」で、面積は 4.7ha です。次に、水面に指定されている区域で市街化区域から除外する箇所ですが、図面の上段中央、青紫色で着色している箇所「石一 5 石狩湾新港地区（中央 1 丁目 B 地区）」で、面積は 10.6ha です。これらの地区について、区域区分の変更を予定しております。「札幌圏都市計画 区域区分の変更(第 7 回見直し)」の説明は以上です。

続きまして、三案件目の「札幌圏都市計画 下水道の変更」についてご説明いたします。資料は、「諮問案件③」となっております。区域区分と同様、決定権者は北海道でございます。

資料の 1 ページをご覧ください。計画書となっております、今回、石狩湾新港地域公共下水道の排水区域を変更するものであり、理由といたしましては区域区分の変更に伴い、排水区域を変更するものであります。

2 ページをご覧ください。変更説明書となっております、3 の 2. 排水区域の中央の欄ですが、上段が変更前、下段が変更後となっております。上段の変更前の面積は約 1,946ha、そのうち石狩市は約 1,524ha でございます。下段の変更後の面積は約 1,947ha、そのうち石狩市は約 1,525ha と排水区域の面積が約 1ha 拡大となります。

次に 3 ページをご覧ください。理由書となっております。1 は案件名、2 は都市計画変更内容を、3 で都市計画変更理由を記載しております。区域区分の変更にあわせた変更で、区域の境界としていた地形・地物の変更などに伴い現状に合わせた市街化区域の境界に変更するものであります。

4 ページは都市計画決定経緯表となっております。

次に変更箇所につきまして、ご説明いたします。資料の 5 ページをご覧ください。変更箇所は四箇所となっております。図面上段のピンク色で示した二箇所は区域区分の変更と整合を図り排水区域を拡大するもので、面積はそれぞれ約 1.8ha と約 0.7ha となっております。次に、今ご説明した箇所の左下になりますが、黄色で示した二箇所は区域指定の考え方が改めて整理されたことによって排水区域を縮小するものです。面積はそれぞれ、約 1.9ha と約 0.03ha となっております。資料の説明は以上となります。

次に、変更スケジュールについてご説明いたします。区域区分及び下水道の変更につきましては、先ほどご説明いたしました、「札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と同様となっており、本日、答申をいただきましたら、北海道へ案を提出し、令和3年1月に案の縦覧、北海道都市計画審議会を経て、3月末ごろに決定される予定となっております。

「札幌圏都市計画 区域区分の変更（第7回見直し）」及び「札幌圏都市計画 下水道の変更」についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

（中村委員入室）

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それでは今ご説明いただいた内容についてご質問・ご意見等ございますでしょうか。はい、お願いします。

<神代委員>

確認をさせていただきたいのですが、石-5の部分なのですが、港湾整備事業のためというところを理由に、準工業地域から白地地域に変更になると思うのですが、それがどういった内容の整備で、隣の部分は紫で準工業地域を維持すると思うのですが、どういう理由で整備するのか教えてください。あともう一つ、石-4の特定保留の部分は、今はまだ埋め立ててないところになると思うのですが、これも今から区域に編入することを保留する理由を教えてください、以上です。

<岡本会長>

お願いします。

<事務局：木本主査>

神代委員の一つ目のご質問に対して、回答させていただきます。今、こちらのほうは既に、陸地だったところを掘り込んで水面になってございます。そしてその周りに岸壁が整備されております。ただ都市計画といたしましては、全部整備してからきちんと整理をするというような方向であったのですが、その整備が長期スパンになっておりますので、今の時点で整理をするということで、今回水面になっているところを市街化区域から外するという変更をおこなうものでございます。

二つ目の石-4、特定保留になる部分に関しましては、公有水面の埋め立てということで、港湾管理者の方で免許を取得し、造成をしていくところでございます。こちら将来に関しましては、レクリエーション施設、今は漁船や船溜なのですがそれにプラスして、親

水空間として利用し、プレジャーボートなど乗り入れることができるようなかたちの計画の基で、造成をしていく予定でございます。

<神代委員>

はい、わかりました。

<岡本会長>

はいありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、よろしいですね。

それでは、ありがとうございます。①と同様に妥当であるという方針になると思います。文案については同じく私の方に任せていただくというかたちでご了承いただきたいと思います。

それでは、次第の4. 事前説明案件「札幌圏都市計画 用途地域の変更【石狩市決定】」について、事務局から説明いただきたいと思います。お願いします。

<事務局：木本主査>

はい、次に事前説明案件の、「札幌圏都市計画 用途地域の変更」についてご説明いたします。資料は、「事前説明案件①」となっております。決定権者は石狩市であります。

資料の1ページをご覧ください。計画書となっており、変更後のそれぞれの用途地域の面積表となっております。

2ページをご覧ください。都市計画変更に係る理由書になります。1は案件名、2は決定経緯を、3は都市計画変更の目的で変更理由を記載しております。区域区分同様、新港地区の一部について、現況と乖離が見られることから、区域区分を変更し、あわせて用途地域を変更するものでございます。変更内容につきましては、後ほどご説明いたします。

次に3ページをご覧ください。新旧対照表となっておりまして、一番下の欄の合計欄をご覧ください。面積について、新では約2,786ha、その二つ右の欄の旧は約2,794haとなっております。増減としては一番右の欄にありますとおり、マイナス8haとなります。

次の4ページは変更箇所別概要表となっております。位置等につきましては、地図を基にご説明いたします。

5ページをご覧ください。変更箇所についてご説明いたします。番号は区域区分の番号と対応したものとしております。変更箇所は四箇所、区域区分の変更にあわせて、市街化区域に編入する箇所は用途地域を新たに指定し、市街化区域から除外する箇所は用途地域からも除外するものです。石-1、石-2、石-3につきましては市街化調整区域である白地地域からそれぞれ、準工業地域、工業専用地域、工業地域の用途地域を指定します。また、石-5につきましては、現在水面であるので区域区分同様、用途地域の指定から除外して白地地域にいたします。

なお、石一4は区域区分の変更において、将来市街化区域に編入する特定保留地区であるため、用途地域の変更においては欠番としております。資料の説明は以上でございます。

次に変更スケジュールについてご説明いたします。用途地域の変更につきましては、本日の事前説明終了後、北海道に対し事前協議書を提出いたします。その後、令和3年1月に案の縦覧をおこない、2月上旬ごろに本審議会に諮問させていただき、答申をいただいた後、3月末ごろに区域区分の変更と同時に変更する予定としております。

事前説明案件については、以上となります。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。事前の説明ということで、北海道決定の区域区分の部分に係わって、用途地域も変更しますというような内容の説明となっておりました。ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

<委員>

ありません。

<岡本会長>

よろしいでしょうか、ありがとうございます。それではこれで一通り終了です。コンパクトな議事進行にご協力くださり、誠にありがとうございます。これで第3回都市計画審議会を終了したいと思います。事務局から何か連絡等はございますでしょうか。

<事務局：小島課長>

ございません。

<岡本会長>

ありがとうございます。では、いつものとおりなのですが、今回の議事録の確認及び確定については会長の私岡本と榎本委員でおこないたいと思います、よろしく願います。

これで、終わりたいと思います。ありがとうございます。

令和2年 8月19日 議事録確認

会 長 岡 本 浩 一

委 員 榎 本 哲 史
